

令和8年度 石川県志賀町地域おこし協力隊募集要項

1 趣旨

国の「ふるさと住民登録制度」の創設が進められるなど、地域と多様な形で関わる関係人口の創出・拡大は、全国的な取組となっています。

志賀町では、令和6年能登半島地震からの「創造的復興リーディングプロジェクト」の一つとして、「移住の促進と起業支援、関係人口の創出」を掲げ、町の新たな魅力づくりと地域の活性化に取り組んでいます。

この取組をさらに充実させるため、地域づくり団体の活動支援や情報発信、志賀町ファンクラブ（仮）のPRなどの推進役となる地域おこし協力隊を募集します。

2 募集人員

志賀町地域おこし協力隊隊員 2名（以下、活動内容による内訳）

(1) しかまちライター（情報発信を中心とした活動） 1名

(2) 関係人口コーディネーター（関係人口拡大を中心とした活動） 1名

3 志賀町の概要

全部条件不利地域、面積 約247km²、人口 約17,000人

4 業務概要

(1) しかまちライター（情報発信を中心とした活動）

①地域づくり団体や地域で活躍するプレイヤーの取材、関係づくり及び活動支援に関すること。

②ウェブサイトやSNS等を活用した、町の魅力及び地域づくり団体の活動の情報発信に関すること。

③関係人口マッチングプラットフォーム「いしかわのWa!」との連携に関すること。

④その他、上記業務に関連した地域活性化事業の実施に関すること。

(2) 関係人口コーディネーター（関係人口拡大を中心とした活動）

①町に興味関心を持つ人たちへの情報発信や志賀町ファンクラブ（仮）の活動・運営に関すること。

②交流拠点施設「富来学舎」の管理・運用や交流イベントに関すること。

③その他、上記業務に関連した地域活性化事業の実施に関すること。

5 募集対象

次のすべての要件を満たす20歳以上（令和8年4月1日現在）の方で、性別は問いません。

(1) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、運転業務に支障のない方

(2) パソコンの基本操作（Word、Excel等）ができ、基本的なビジネススキルを有する方

(3) 着任後、志賀町内に居住し、地域の活動やイベント等に積極的に参加できる方

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

(5) 町の復興・地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題解決に積極的に取り組むことができる方

(6) 地域おこし協力隊員の任期満了後も、志賀町で就業し、又は起業し、定住する意欲のある方

- (7) 都市地域等から志賀町に住民票を異動し、生活拠点を移すことができる方
(お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと。詳細は、総務省のホームページで「地域振興関係法指定状況一覧表」をご確認ください。)

6 求める人物像

次のいずれにも該当する方

- (1) 地域の復興及び課題解決に主体的かつ積極的に取り組む意欲のある方
- (2) 地域資源を活用した取組を通じて、地域の活性化に貢献する意欲のある方
- (3) 円滑なコミュニケーションを図り、イベントや祭りなどに積極的に参加できる方
- (4) ウェブサイトやSNS等を活用し、町の魅力や地域づくり団体の活動を写真や動画で積極的に発信できる方
- (5) 町が期待する役割を理解し、その実現に向けて積極的に取り組む意欲のある方

7 勤務場所

- ・ 志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室
- ・ 町内各地（地域づくり団体とともに現地活動を行う場所）

8 勤務条件

勤務日：週 5 日（月～金曜日、祝日・年末年始を除く）

勤務時間：1 日 7 時間（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）

※夜間及び土日祝日等に勤務が生じた場合は代休対応とします。

9 身分・任用期間

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、志賀町の会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。
- (2) 任用日は、令和 8 年 10 月 1 日以降を予定しています。
- (3) 任用期間は、任用の日から 1 年とします。ただし、活動実績等を考慮し、勤務成績が良好であると認められる場合は、1 年ごとに更新することができ、最長で 3 年（36 か月）まで延長します。

10 報酬等

- (1) 基本給：月額 199,560 円（勤務日 20 日／月の場合）
※任用期間に応じて、期末・勤勉手当（4.57ヶ月）が支給されます。
- (2) 福利厚生：健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3) 休暇：任用期間に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。
- (4) 住居家賃：志賀町内の住居（アパート、空き家等）を借りる場合に、住居家賃を予算の範囲内で町が補助します。（限度額 40,000 円／月）
- (5) 活動用車両：活動車両に係る経費は、予算の範囲内で町から支給します。
- (6) 活動に係る経費：地域おこし活動費（研修費、車両燃料費、消耗品等）として予算の範囲内で町から支給します。
- (7) 着任にかかる必要経費：交通費、転居費用、水道光熱費、自治会費等は個人負担となります。
- (8) その他：日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。

1 1 応募

(1) 応募方法

提出書類を郵送またはメールにて提出してください。

(2) 応募期間 7月10日（金）から8月10日（月）17時まで

(3) 提出書類

- ・履歴書
- ・職務経歴書（自己PR、志望動機必須）※書式自由
- ・住民票抄本（写真可）
- ・免許証の写し（写真可）

※上記のいずれもパソコンの作成を可とします。

※必要に応じて、原本を後日提出していただきます。

※様式は町HPにてダウンロードできます。

(4) メール送り先

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室 藤田

e-mail iju@town.shika.lg.jp

※メール提出時のタイトルは、「志賀町地域おこし協力隊応募」としてください。

1 2 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）：提出書類をもとに書類選考します。

応募があり次第、順次選考を行い、応募者全員に選考結果（1週間以内）をお知らせします。

(2) 第2次審査（オンラインカジュアル面接審査）：第1次選考合格者を対象にオンラインにて面接を行います。

面接の日程は、8月12日（水）、13日（木）を予定しています。

(3) 第3次審査（面接審査）：第2次選考合格者を対象に志賀町内において面接を行います。面接会場までの交通費、宿泊費等は、応募者でご負担ください。

面接の日程は、8月24日（月）を予定しています。

(4) 最終結果：書面にて通知します。

1 3 その他

(1) 募集内容に関する質問は、「地域おこし協力隊応募に係る質問事項」と表題を付けて、メールにより行ってください。

(2) 質問には、「質問内容」のほか、「住所」、「氏名」、「携帯電話以外のメールアドレス」を明記してください。

(3) 事前に志賀町を訪問したい方は、お問い合わせください。

※交通費、宿泊費等にかかる費用は自己負担となります。

(4) 住民票の異動は、必ず委嘱の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

(5) 審査の経過や結果の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

1 4 担当窓口（お問い合わせ先）

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室 藤田

TEL 0767-32-9301

e-mail iju@town.shika.lg.jp